

# 平成26年度 事業者説明会資料

平成26年12月 1 日

# 【請求業務】

～事業者のみなさんへお願い～

# 【請求業務】事業者のみなさんへお願い

## 外出支援の請求について

通院等介助、重度訪問介護(移動介護)、同行援護、行動援護、移動支援などを請求する場合に、実績記録票の備考欄に外出先をご記入ください。

- ・「散歩」など抽象的な記述ではなく、できるだけ具体的にご記入ください。

日付	曜日	サービス内容	同行支援計画			サービス提供時間		算定時間	派遣人数	サービス提供者印	利用者確認印	備考
			開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間					
3	水	同行(伴)	9:00	12:00	3	9:00	12:00	3	1	尼	崎	公園へ散歩

# 【請求業務】事業者のみなさんへお願い - 1

## 短期入所の請求について

短期入所の請求を行う場合は、「日中活動系サービスの利用の有無」「昼食の提供の有無」「入退所の時間」を備考欄にご記入ください。

- 短期入所 、 全日単価での請求です。
- 短期入所 、 半日単価での請求です。  
医療型短期入所を除く
- そのため、日中活動系サービスを利用した日については、短期入所 、 の請求はできません。

# 【請求業務】事業者のみなさんへお願い - 2

## 短期入所の請求について

- ・備考欄の記述を、単価の判断基準の一つとさせていただきます。

開始日		終了日		算定日数	送迎加算		食事提供加算	利用者確認印	備考
日付	曜日	日付	曜日		往	復			
2	火	5	金	4	1	1	3		2～4日：日中活動なし、昼食あり 入所10時30分 退所9時20分

# 【請求業務】事業者のみなさんへお願い

## 日中活動系サービスの請求について

日中活動系サービス(生活介護・療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援)や障害児通所支援の実績記録票には、実際に利用した正確な時間をご記入ください。

- 先月の実績等を貼り付けると、欠席した際などに請求誤りが生じるため、タイムカードや活動記録に基づいて、出来る限り正確な利用時間をご記入ください。

日付	曜日	サービス提供実績							利用者 確認印	備考
		サービス提供 の状況	開始時間	終了時間	送迎加算		訪問支援特別加算 時間数	食事提供 加算		
					往	復				
3	水		9:13	15:05	1	1		1	崎	
4	木		8:50	15:00	1	1		1	崎	
5	金		8:55	15:10	1	1		1	崎	

# 【請求業務】事業者のみなさんへお願い

## 障害児通所支援の請求について

土日祝日以外で「休業日」の単価で請求をする場合は、実績記録票の備考欄にその理由と学校名をご記入ください。

- 特に放課後等デイサービスに関しては、「授業終了後」と「学校休業日」とでは報酬単価が異なりますのでご注意ください。

日付	曜日	サービス提供実績								保護者等 確認印	備考
		サービス提供の 状況	提供形態	開始時間	終了時間	送迎加算		家庭連携加算 時間数	訪問支援特別加算 時間数		
						往	復				
3	水		2	10:00	12:00						運動会の振替休日(小学校)

授業終了後に行う場合は「1」、  
休業日に行う場合は「2」を記載する。

# 【請求業務】事業者のみなさんへお願い

## 欠席時対応加算について

欠席時対応加算を請求されるときは、利用者から「欠席の旨の連絡があった日」「欠席理由」「誰から連絡があったか」を実績記録票の備考欄にご記入ください。

- ・利用者が利用を予定していた日に、急病等により欠席したときに、利用者またはその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に算定可能です。(月4回まで)

日付	曜日	サービス提供実績								利用者 確認印	備考
		サービス提供 の状況	開始時間	終了時間	送迎加算		訪問支援特別加算 時間数	食事提供 加算	施設外 支援		
					往	復					
3	水		8:55	16:55	1	1		1		崎	
4	木	欠席								崎	風邪(4日に母から連絡) 8

## 入院・外泊時加算について

施設入所支援の利用者が入院(外泊)をした場合、実績記録票の「サービス提供の状況」に該当する欄に、入院(外泊)の初日から戻ってきた日の全てに「入院(外泊)」とご記入下さい。

入院または外泊した翌日から起算して8日を限度として、入院・外泊時加算( )を算定します。

から引き続き入院する場合には、8日を超えた日から82日を限度として入院・外泊時加算( )を算定してください。

# 【請求業務】事業者のみなさんへお願い - 2

## 入院・外泊時加算・について

例：2日 入院 入院の初日  
 3日 入院 入院の中日・・・加算対象日  
 4日 入院 入院先から入所施設に戻った日

- ・ 上記の例の場合、入院・外泊時加算の対象となる3日にしか「入院」と記入していない例が見受けられますが、初日と最終日についても、ご記入ください。

日付	曜日	支援実績			実費算定額						利用者確認印	備考		
		サービス提供の状況	入院・外泊時加算	入院時支援特別加算	食費の単価	朝食	円/日		光熱水費の単価					
						昼食	円/日	円/日		一日			円/日	円/日
						夕食	円/日	一月	円/日	円/日				
朝食	昼食	夕食	光熱水費											
1	月				1	1	1	1				崎		
2	火	入院			1			1				崎		
3	水	入院	1									崎		
4	木	入院					1	1				崎		
5	金				1	1	1	1				崎		

入院・外泊時加算を算定される日に「1」を記載する。  
 入院・外泊時加算を算定される日に「2」を記載する。

(長期)入院時支援特別加算について

共同生活援助の利用者が入院(外泊)をした場合、実績記録票の「サービス提供の状況」に該当する欄に、入院(外泊)の初日から戻ってきた日の全てに「入院(外泊)」とご記入下さい。

- ・ 利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に算定可能です。

# 【請求業務】事業者のみなさんへお願い - 2

## (長期)入院時支援特別加算について

- 入院時支援特別加算と長期入院等支援加算は算定方法が異なります。事業所の判断で、どちらかを選択して算定することができます。

日付	曜日	支援実績						利用者 確認印	備考
		サービス提供の 状況	夜間防災・ 緊急時支援 体制加算	入院時支援 特別加算	帰宅時支援 加算	自立生活 支援加算	日中支援 加算		
1	月								
2	火	入院							
3	水	入院							
4	木	入院							
5	金	入院		1					

入院時支援特別加算の算定要件を満たす支援を行った場合「1」を記載する。(月1回を限度とする)

# 【請求業務】事業者のみなさんへお願い

## 夜間支援等体制加算について

夜間及び深夜の時間帯において、利用者の不在により、夜間及び深夜の時間帯における支援が実施されていない場合には算定できませんのでご注意ください。

- ・ 夜間支援等体制加算 ( )  
夜勤を行う夜間支援従事者を配置している場合に算定
- ・ 夜間支援等体制加算 ( )  
宿直を行う夜間支援従事者を配置している場合に算定
- ・ 夜間支援等体制加算 ( )  
常時の連絡体制・防災体制を確保している場合に算定

# 【請求業務】事業者のみなさんへお願い

## 延長支援加算について

延長支援加算を請求されるときは、その算定対象日の備考欄に「延長支援体制加算」とご記入ください。

- ・ 運営規程の営業時間(事業所に職員を配置し、利用者を受け入れる体制を整えている時間であって、送迎時間は含まない)が8時間であり、それを超えて支援を行った場合に、加算を算定できます。

日付	曜日	サービス提供実績							利用者 確認印	備考
		サービス提供 の状況	開始時間	終了時間	送迎加算		訪問支援特別加算 時間数	食事提供 加算		
					往	復				
3	水		9:13	19:00	1	1		1	崎	延長支援加算

# 【請求業務】事業者のみなさんへお願い

## 開所時間減算について

生活介護事業所、障害児通所支援事業所については、開所時間減算の対象となっていないか、今一度運営規程をご確認願います。

- ・ 運営規程に定める営業時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%が減算されます(基本報酬についてのみ)。
- ・ 放課後等デイサービスのうち、授業終了後に行う場合は運営規程に定める営業時間が4時間未満であっても減算の対象となりませんが、休業日にサービス提供を行う場合は開所時間減算の対象となります。

## 初回加算について

初回加算を請求されるときは、その算定対象日の備考欄に「初回加算」とご記入ください。

- ・ 初回加算は過去2か月の間(暦月単位)に当該事業所からサービス提供を受けていない場合に算定できます。
- ・ 例えば4月15日に利用者にサービス提供を行った場合、初回加算が算定できるのは、同年の2月1日以降に当該事業所からサービス提供を受けていない場合に限りです。

# 【請求業務】事業者のみなさんへお願い - 2

## 初回加算について

- ・ 新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回の訪問を行った日の属する月に同行した場合に算定が可能なことにご注意ください。

日付	曜日	サービス内容	居宅介護計画				サービス提供時間		算定時間数		派遣人数	サービス提供者印	利用者確認印	備考
			開始時間	終了時間	計画時間数		開始時間	終了時間	時間	乗降				
					時間	乗降								
3	水	身体	10:00	11:00	1		10:00	11:00	1		1	尼	崎	初回加算

## 緊急時対応加算について

緊急時対応加算を請求されるときは、その算定対象日の備考欄に「緊急時対応加算」とご記入ください。

- ・ 当該事業所のサービス提供責任者が、利用者又はその家族等から要請される内容について緊急対応の必要性を判断し、介護計画上に位置づけられていないサービス提供を、利用者又はその家族から要請を受けてから24時間以内に当該事業所等の従業員が行った場合に算定できます。

# 【請求業務】事業者のみなさんへお願い - 2

## 緊急時対応加算について

- ・ 1回の要請につき1回を限度として算定できます。
- ・ 居宅介護で算定対象となるのは、身体介護と通院等介助(身体介護を伴う)に限られることにご注意ください。

日付	曜日	サービス内容	居宅介護計画				サービス提供時間		算定時間数		派遣人数	サービス提供者印	利用者確認印	備考
			開始時間	終了時間	計画時間数		開始時間	終了時間	時間	乗降				
					時間	乗降								
3	水	身体	10:00	11:00	1		10:00	11:00	1		1	尼	崎	緊急時対応加算

# 【請求業務】事業者のみなさんへお願い

## 18歳に到達した利用者について

18歳に到達した利用者に係る請求については、受給者証番号の入力にご注意ください。

- ・ 18歳に到達すると、「障害児」ではなく「障害者」となり、それに伴い受給者証番号の下3桁が変わります。
- ・ 受給者証番号が誤っていると、国保連でエラーとなりますので、ご注意ください。
- ・ また、障害福祉サービス受給者証については、保護者の名前が表示されなくなると共に、利用者負担の上限月額が変わる可能性があることにもご留意ください。

## 【請求業務】事業者のみなさんへお願い

### 実績記録票の訂正印について

実績記録票の記載内容に誤りが見つかった場合、利用者印で訂正してください。

- ・ 尼崎市では、地域生活支援事業に限らず、障害福祉サービスについても、(国保連に伝送した内容と同じ内容の)紙の請求書・明細書・実績記録票等を障害福祉課にご提出いただいております。
- ・ 実績記録票に記入誤りが見つかった場合は、利用者に修正内容の確認を行ってください。

# 【請求業務】事業者のみなさんへお願い

## 契約終了時について

利用者と契約を終了したときは、その日付を受給者証にご記入いただくと共に、その旨を障害福祉課までご報告ください。

- ・ 契約終了日の記入が漏れていると、当該事業所との契約が終了していないと見なされ、利用者が次の契約を行えない場合があります。
- ・ 受給者証の中に、事業所記入欄として「当該契約支給量によるサービス提供終了日」があります。契約終了時にご記入漏れのないようご注意ください。
- ・ 契約が終了した場合は、契約内容報告書を、利用者の障害種別に応じて、障害福祉課もしくは健康増進課までご提出ください。

# 【請求業務】事業者のみなさんへお願い - 1

## 重複請求について

同一利用者の、同一時間帯に係るサービス提供について、複数の事業所が同時に請求していることが判明した場合、請求の正誤調整を事業所間で行っていただきます。

- 今後、障害福祉課では請求審査ソフトを活用して、請求審査の精度向上に努めます。
- 重複請求が判明した場合、その請求内容と時間重複が生じている相手の事業所名と連絡先、回答締切日を、両方の事業所にご連絡します。
- 連絡がとれない事業所がある場合は、その事業所を返戻とさせていただきます。

# 【請求業務】事業者のみなさんへお願い - 2

## 重複請求について

- ・原則的には障害福祉課が仲介することなく、事業所間で直接調整していただきます。審査期間中に正誤調整が間に合わなかった場合、両方の事業所を返戻とさせていただきます。その場合は、引き続き調整をしていただき、誤り部分の修正の上、翌月以降に請求していただきます。

TEL [REDACTED]	TEL [REDACTED]										
審査受付年月: 平成26年10月	重複提供チェック 結果明細	【障害福祉サービス等】									
市町村番号: 282020		平成26年11月●日									
受給者証番号 [REDACTED]	受給者氏名カナ [REDACTED]	児童氏名カナ [REDACTED]	提供年月	重複内容							
			平成26年09月	時間							
事業所番号 [REDACTED]	明細書・受付年月 平成26年10月	事業所番号 [REDACTED]	明細書・受付年月 平成26年10月								
様式種別 0101:居宅介護	[国保連点検結果 正常]	様式種別 0101:居宅介護	[国保連点検結果 正常]								
提供サービス等	日付	通番	回数	開始時間	終了時間	提供サービス等	日付	通番	回数	開始時間	終了時間
家事援助	1	2		09:00	10:30	通院(身介あり)	1	3	1	10:00	16:00

## 【請求業務】事業者のみなさんへお願い

- ・最後に・・・
- ・加算の多くは個別支援計画に基き算定を行うこととなっております。
- ・請求を行う上では、同様の内容の確認ができるように、活動記録票(訪問記録簿、作業日誌等)の作成も行ってください。
- ・利用者からの申請により支給量等が変更されていることがありますので、受給者証の確認は随時、行ってください。
- ・ご理解・ご協力の程、よろしくお願い致します。

# 【サービス利用】

～ 事業者のみなさんへお願い～

## 2人介護について

2人介護の利用は原則認めておりません。

- 2人介護が必要と思われる場合については、利用者の障害種別に応じて障害福祉課もしくは健康増進課まで、必ずご相談ください。
- 障害の状況等から、2人介護の支給決定を認める場合があります。

## 2人介護について

- ・ 2人介護の定義については以下の通りです。
- ・ 2人介護については利用者の同意の下・・・  
障害者等の身体的理由により1人の従事者による介護が困難と認められる場合

暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められる場合

その他障害者等の状況から判断して、又は に準ずると認められる場合

# 【サービス利用】事業者のみなさんへ

## 通学、通園、通所の送迎について

訪問系サービス( )や移動支援を利用して、学校・幼稚園・保育園・障害福祉サービス事業所等の送迎を行うことは原則認められておりません。

今回の場合、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護を主に指す

- ・送迎が必要不可欠と思われる特別な事情が生じた場合には、利用者の障害種別に応じて、障害福祉課もしくは健康増進課までご相談ください。
- ・障害の状況等や介護者の状況等から勘案し、送迎のための支給決定を期間限定で認める場合があります。
- ・通所については、事業所が送迎サービスを行っている場合がありますので、事業所までご確認ください。

## 【サービス利用】事業者のみなさんへ

### 見守り支援について

見守りを目的とした訪問系サービス(重度訪問介護を除く)や移動支援を利用することは、基本的に認められていません。

- ・生活介護等が終了してから家族が帰宅するまでの間や、学校が終了してから家族が帰宅するまでの間、あるいは休日等に見守り支援として訪問系サービスや移動支援を利用するケースが見受けられます。
- ・見守り支援については、日中一時支援をご利用ください。

## 【サービス利用】事業者のみなさんへ

### 身体介護の利用について

入浴や衣類の着脱などの際に、利用者自身の行為をヘルパーが見守っているだけの場合、その時間については算定対象となりません。

- ・ ヘルパーが実際に介助や介護を行った時間が算定対象となります。見守り支援は原則含まれておりません。

## 【サービス利用】事業者のみなさんへ

### 家事援助の利用について

調理補助、調理教示などはサービスの内容として原則含まれていません。

- ・ ただし、その支援を行うことにより、自立が見込まれる方に対しては、期間限定で家事援助の支給決定を行うことを検討します。
- ・ そのような場合は、利用者の障害種別に応じて、障害福祉課もしくは健康増進課までご相談ください。

## 【サービス利用】事業者のみなさんへ

### 通院等介助による院内介助について

病院内の移動等の介助は、原則、院内のスタッフにより対応されるべきものです。そのため、通院に伴い通院等介助を利用する場合は、基本的に院内介助が認められていません。

- ・ 官公署を訪れる際に通院等介助を利用する場合は、署内の介助は認められております。
- ・ 特別な事情があれば、病院内の移動等の介助の必要性を勘案し、算定対象とする場合もあります(受診時間を除く)。そのような場合は、利用者の障害種別に応じて、障害福祉課もしくは健康増進課までご相談ください。<sup>33</sup>

## 【サービス利用】事業者のみなさんへ

- 最後に・・・
- 2人介護について
- 通学、通園、通所の送迎について
- 見守り支援について
- 身体介護の利用について
- 家事援助の利用について
- 通院等介助による院内介助について
- 以上の件について、原則として介護給付費等による報酬算定ができないケースについて紹介させていただきました。

# 【ガイドライン検討部会実施報告】

～事業者のみなさんへ報告～

## 自立支援協議会 （設置目的）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に基づき、尼崎市が設置した協議会です。

関係機関等が連携の緊密化を図り、障害がある人に関する社会資源の情報やその支援体制に関する地域課題を共有しながら、「障害のある人もない人も地域で支え合いながら、その人らしく暮らす地域づくり」をめざして、前向きな協議をしています。

## 自立支援協議会 （部会）

- ・ あまのくらし部会  
障害のある人の地域生活を支援するための課題などについて協議します。
- ・ あまのしごと部会  
障害のある人の就労を支援するための課題などについて協議します。
- ・ あまっこ部会  
障害のある児童の療育、生活支援の課題などについて協議します。

## 自立支援協議会（参加者）

- 障害のある当事者やその家族
- 医師、大学や特別支援学校の先生
- 民生委員・児童委員
- ハローワークや商工事業者
- 児童相談所や阪神南圏域コーディネーター
- 地域包括支援センター
- 障害福祉サービス事業者
- 障害者就労・生活支援センター
- 委託相談支援事業者や市の関係職員 等

# ガイドライン検討部会の趣旨

- 国の事務処理要領では、「市町村は、…介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、…支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準（ガイドライン）を定めておくことが適当」と規定（中核市の約85%が策定しているが、尼崎市は未策定）している。
- 尼崎市においては、増大する障害福祉サービス等に係る給付費の適正化、利用者への適切なサービス提供確保、持続可能な制度構築等の実現に向けた調査・分析が求められている。
- このような状況から、「ガイドライン作成に向けた検討」が尼崎市の平成25年度重点課題事項の一つとなる。
- ガイドライン作成に向けた検討には、当事者、事業者等からの意見聴取を行う必要があることから、自立支援協議会にガイドライン検討部会を設置し、検討を行うこととした。

# 部会の開催状況及び主な協議内容

- **自立支援協議会全体会（平成25年7月25日）**  
ガイドライン検討部会設置の承認
- **第1回（平成25年9月25日）、第2回（平成25年10月16日）、第3回（平成25年11月20日）**  
尼崎市の財政状況の説明、各市支給決定基準の比較、中核市調査結果の報告、尼崎市の障害福祉サービスの給付状況の説明
- **第4回（平成25年12月13日）**  
尼崎市の障害福祉サービスの給付状況に関する意見交換、尼崎市の標準提供時間数等に関する意見交換
- **第5回（平成26年1月23日）、第6回（平成26年2月5日）**  
支給決定基準イメージに関する意見交換（委員の所属団体の意見や事業所等の意見を含む）
- **第7回（平成26年3月28日）**  
支給決定基準イメージの作成

# 部会の開催状況及び主な協議内容

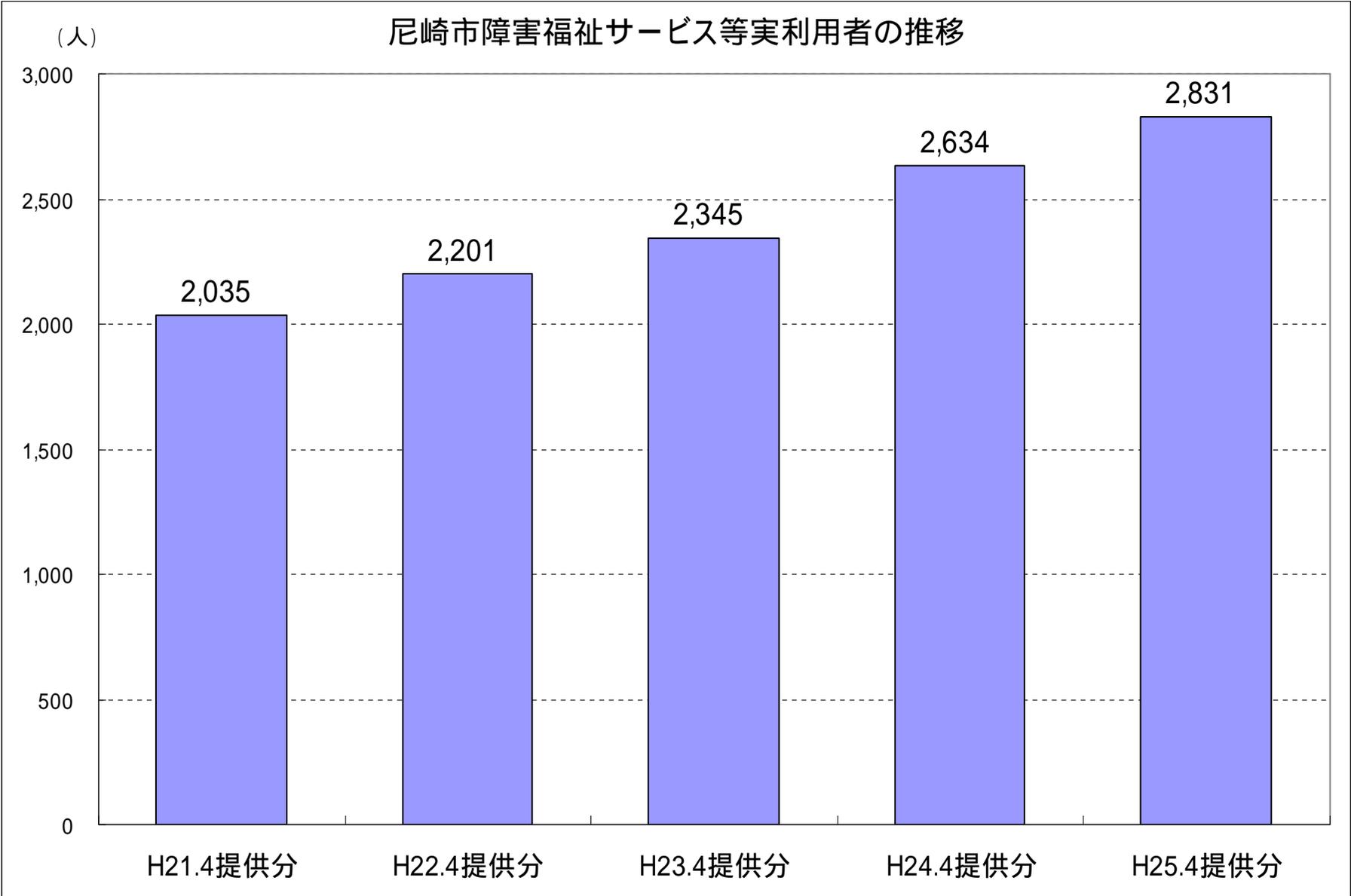
- **自立支援協議会全体会（平成26年5月12日）**  
平成25年度ガイドライン検討部会実施報告
- **第1回（平成26年6月2日）**  
平成25年度部会活動の振り返り、平成26年度部会の運営に関する意見交換
- **第2回（平成26年7月7日）**  
世帯の状況等に関する意見交換、支給決定プロセスに関する意見交換
- **第3回（平成26年9月1日）**  
支給決定基準に関する意見交換、支給決定プロセスに関する意見交換
- **第4回（平成26年10月3日）**  
支給決定基準案の作成、支給決定プロセスに関する意見交換、検討部会実施報告書に関する意見交換

# 尼崎市の状況（財政状況）

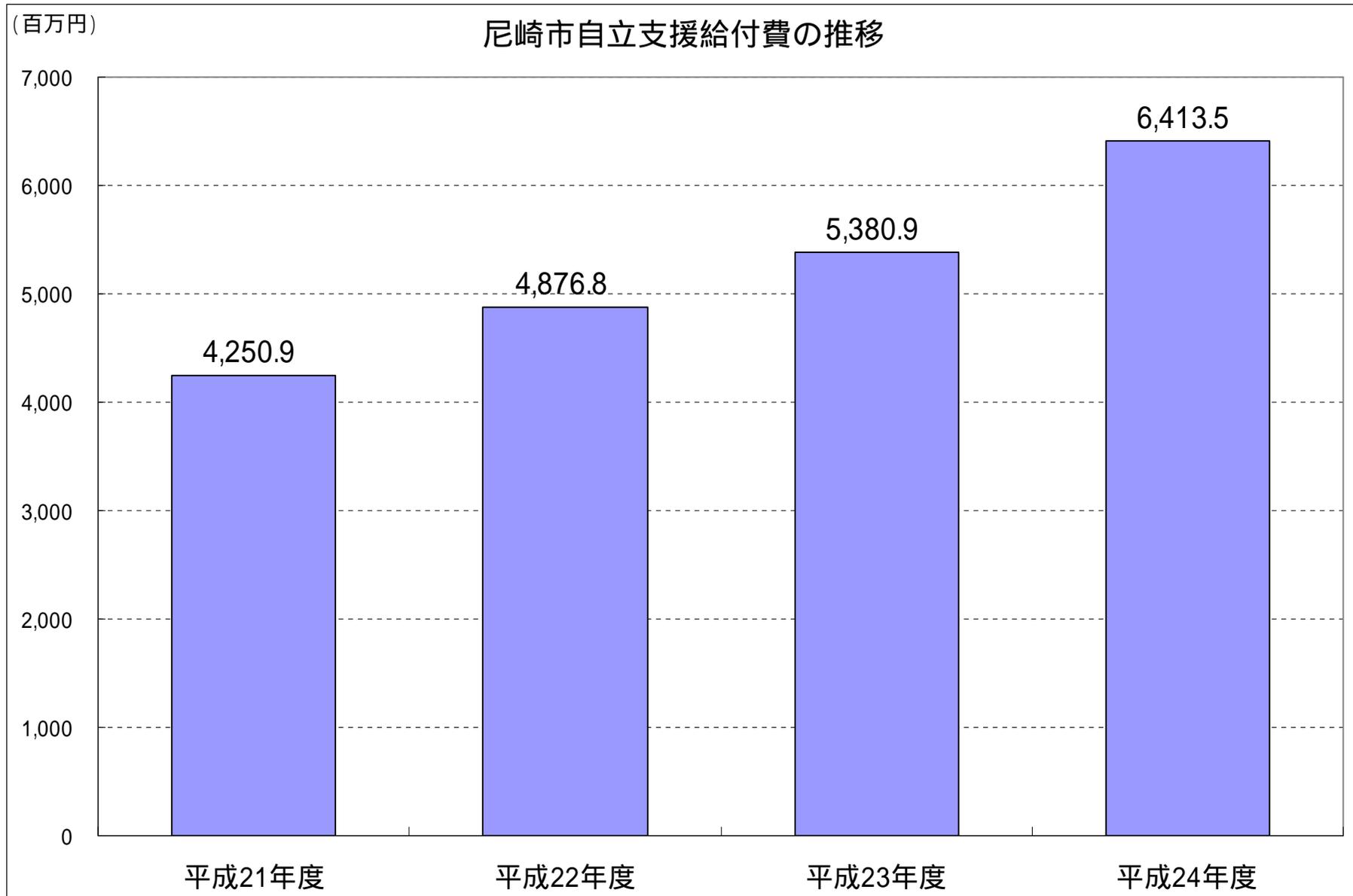
- ・ 財政状況は一層厳しさを増しており、これまでの取組効果額以上の収支不足が生じている状態
- ・ 原因
  - 世界的な経済不況による税収の減
  - 高齢化の進行なども相まった扶助費の増
  - 過去の大規模投資に際して行った借金の返済
- ・ 行財政改革の理念（平成25年～平成34年）
  - 歳入に見合った歳出規模の実現
  - 都市の体質転換
  - 税源の涵養（かんよう：水が自然にしみこむように、少しずつ養い育てること）
- ・ 現役世代の定住・転入促進の取組
  - （良好な住宅・住環境の形成、学力向上、都市魅力の向上 等）
- ・ 健康で自立した生活確保の取組
  - （雇用促進・就労支援、被扶助者の自立促進、若年層からの健康増進）
- ・ 税収の安定・向上の取組
  - （地域経済の活性化、市税徴収体制の強化、納税意識の向上）

出典：あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトの概要（平成25年3月）

# 尼崎市の状況（実利用者の推移）



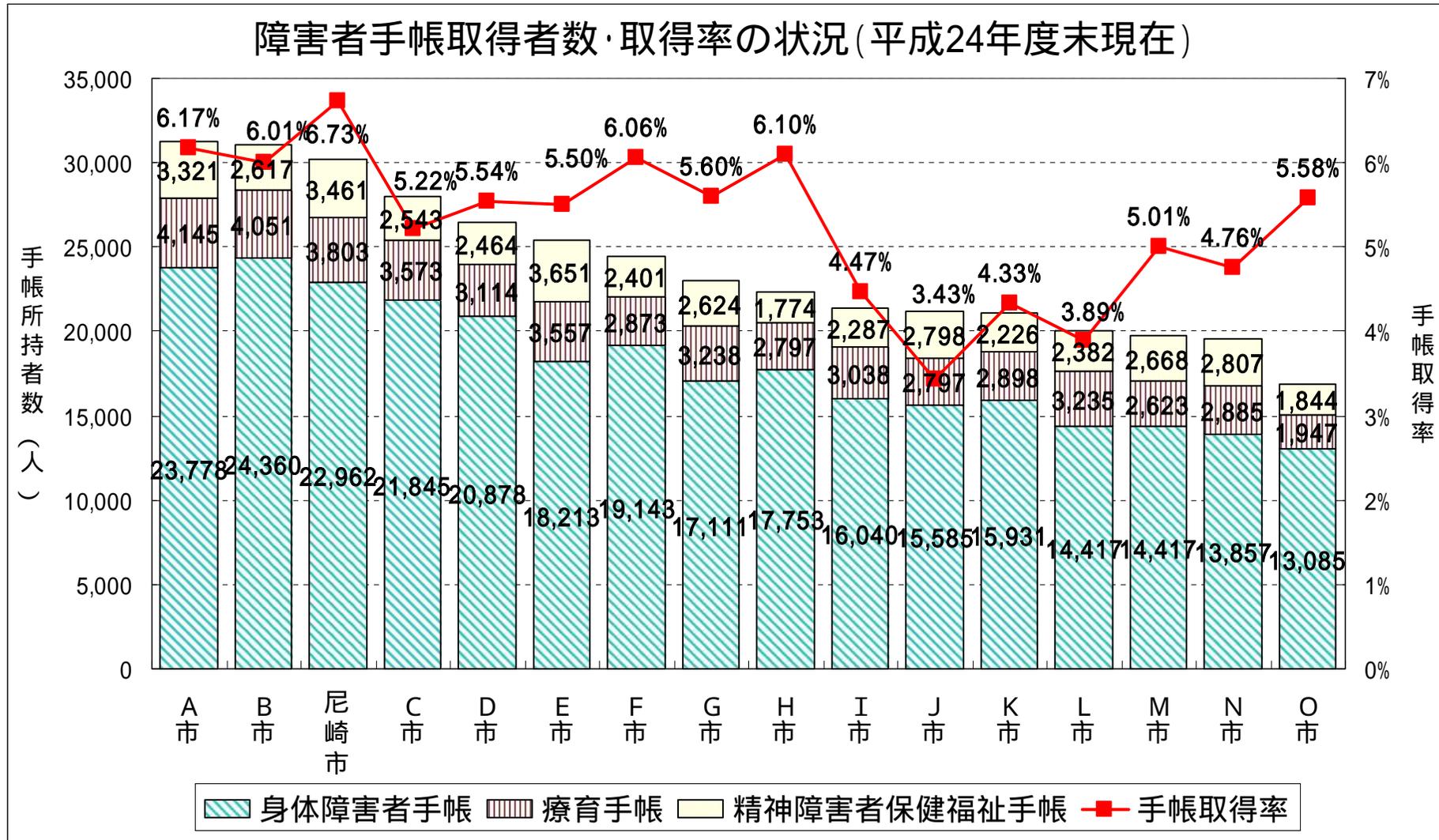
# 尼崎市の状況（自立支援給付費の推移）



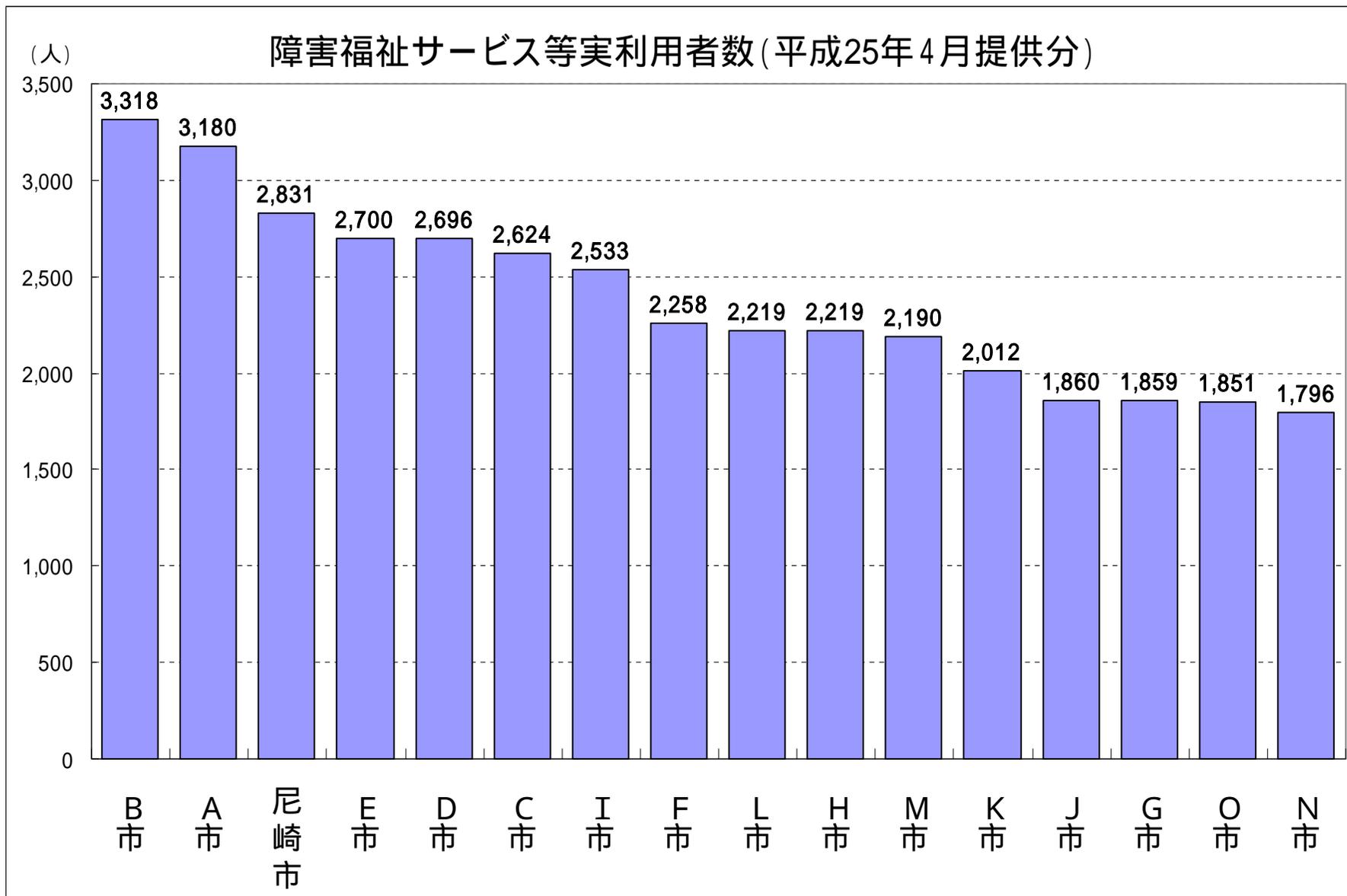
# 中核市調査の目的

- 中核市とは  
人口30万人以上で国より指定された市（全国に43市）
- 調査の目的  
尼崎市の現状と同規模の15市に調査を行い、尼崎市の特徴をより具体的・客観的に把握するため

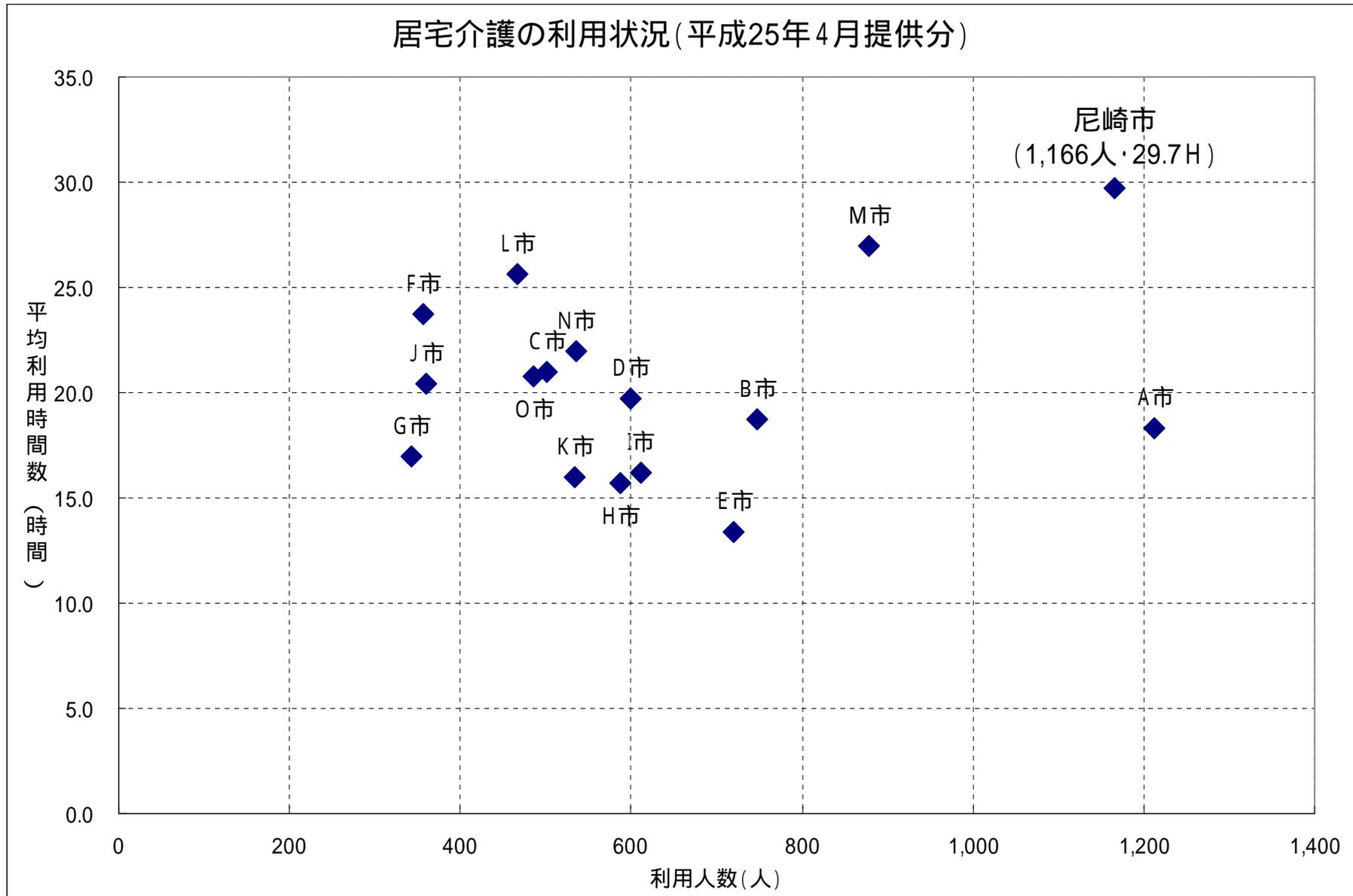
# 中核市調査結果 (手帳取得者数・取得率の状況)



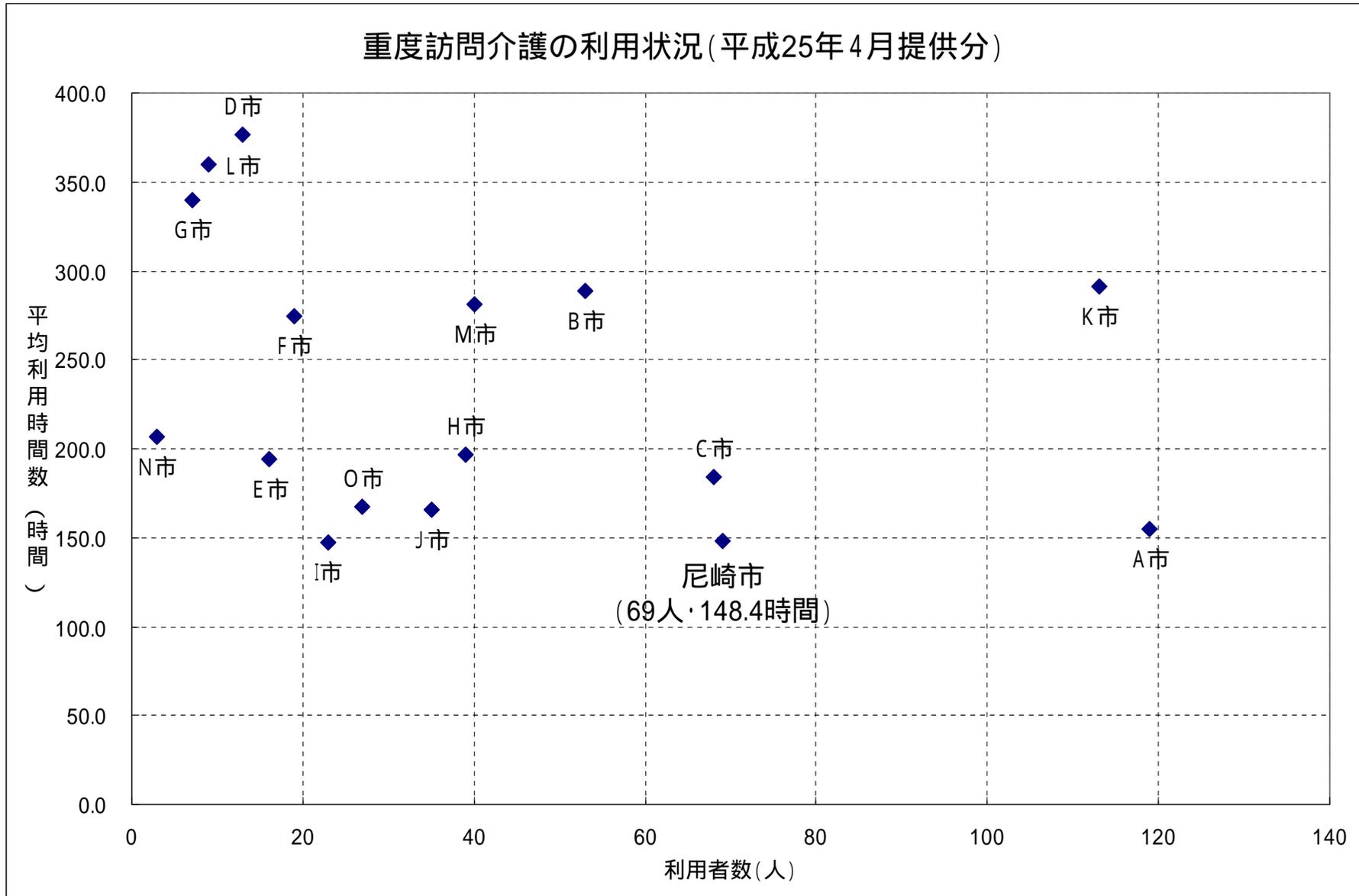
# 中核市調査結果 (実利用人数の状況)



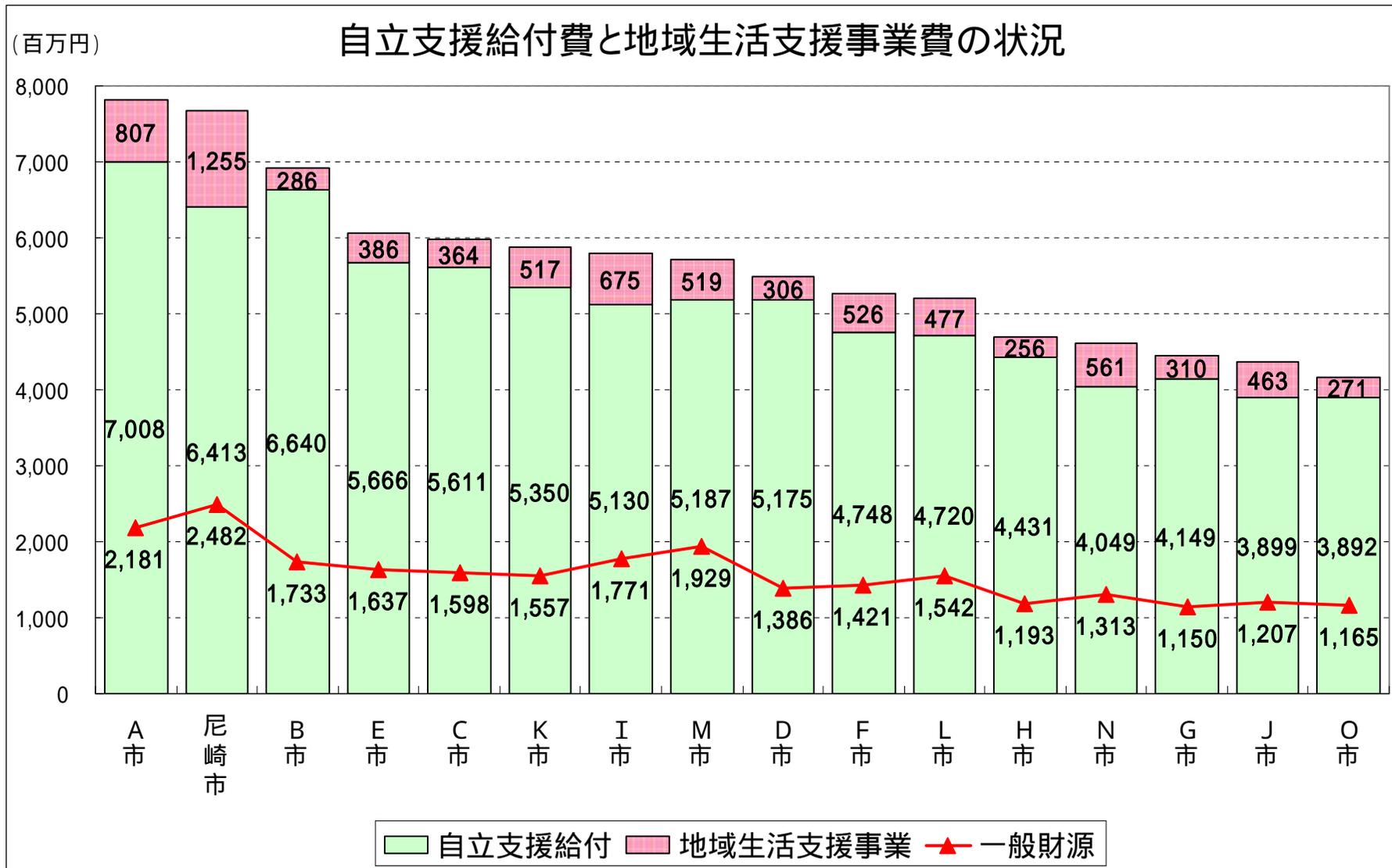
# 中核市調査結果 (居宅介護の利用状況)



# 中核市調査結果 (重度訪問介護の利用状況)



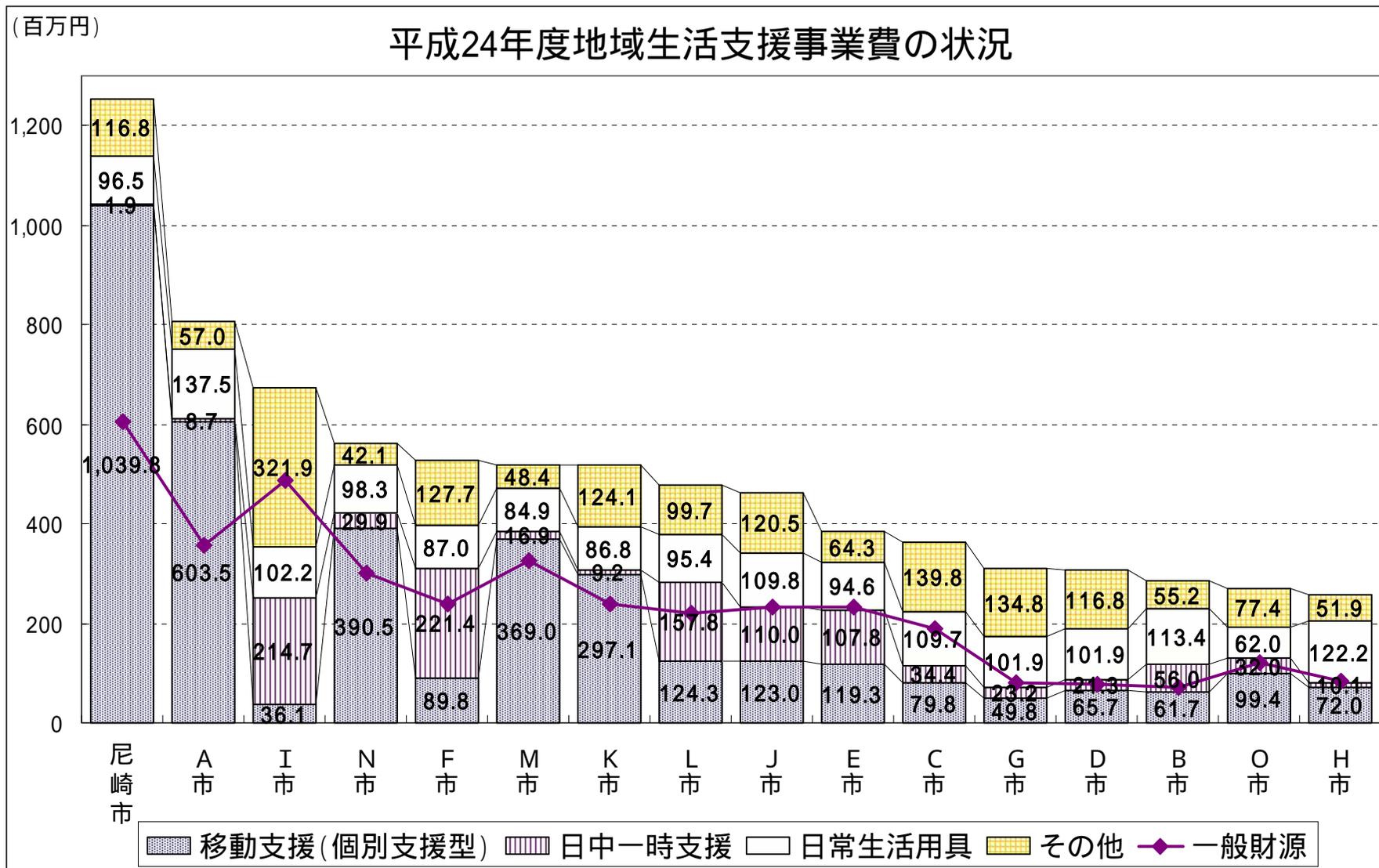
# 中核市調査結果（事業費の状況）



## 中核市調査結果 に係る 部会委員の主な意見

- 平成24年度自立支援給付費と地域生活支援事業費における尼崎市の一般財源（国や県からの負担金などを除いた負担金額）は、他市と比較すると1番多いが、2番目との差が3億円程度であり、特別多い訳ではなく安心した。

# 中核市調査結果 (地域生活支援事業費の状況)



## 中核市調査結果 に係る 部会委員の主な意見

- 日中一時支援事業は利用が進んでいない。一方、障害児は、送迎サービスが付加されている放課後等デイサービスができ、利用が進んでいる。日中一時支援事業は、事業所数が少なく、送迎サービスもないため、利用が進んでいないと思う。

## 支給決定基準作成にあたっての基本的な考え方

- 障害程度区分ごとに支給決定基準時間を設定する方法により作成する。
- 他市の基準をそのまま準用するのではなく、尼崎市の特徴を重視し、作成する。
- 部会で出た意見を尊重し、作成する。

# 支給決定基準についての主な意見と 基準への反映

- **非定型について**

支給決定基準を超える支給量を決定する、いわゆる非定型については、一定認めるべきであり、利用者の支給決定の仕組みづくりが重要である。

## （支給決定基準（案） 6 ページ）

利用者の勘案事項により必要と認める場合は、非定型の支給を設定した。非定型の支給決定にあたっては、第3者による審査に諮ることとした。

# 支給決定基準についての主な意見と 基準への反映

- **緊急時加算について**

精神に障害のある方は、障害特性から体調の変化が激しい。そのため、体調悪化時に備えて緊急時用の支給量について検討して欲しい。

## （支給決定基準（案） 7ページ）

障害の種別に関わらず緊急時加算は必要であることから、国の事務処理要領で規定していた障害程度区分基準時間に5時間を加算し、尼崎市標準時間とした。

# 支給決定基準についての主な意見と 基準への反映

- **世帯等の状況加算について**

支給決定基準は、利用者の介護状況、周辺環境等の世帯等の状況も考慮して作成すべきである。

## （支給決定基準（案） 7・8ページ）

支給決定基準を世帯等の状況に応じて設定した。世帯等の状況により尼崎市標準時間を0.7倍、1.0倍、2.0倍とした。

## 支給決定基準についての主な意見と 基準への反映

- **標準提供時間数・提供回数について**

生活プランを中心とした支給決定を行うべきであり、そのために各サービスについての目安の時間、回数を示すことも検討すべきである。

### （支給決定基準（案） 9ページ）

計画相談支援の実施にあたり、各サービスの標準提供時間、標準提供回数を設定する。なお、この時間、回数は、最大支給量を意味するものではない。

# 支給決定基準イメージ 居宅介護シミュレーション結果

障害程度 区分	基準時間	基準時間以下	基準時間2倍以下		非定型		合計
		全体	全体	内単身者	全体	内単身者	
区分1	20時間/月	108人	20人	12人	11人	8人	139人
		77.7%	14.4%	60.0%	7.9%	72.7%	
区分2	25時間/月	350人	81人	54人	48人	34人	479人
		73.1%	16.9%	66.7%	10.0%	70.8%	
区分3	35時間/月	117人	52人	27人	23人	12人	192人
		60.9%	27.1%	51.9%	12.0%	52.2%	
区分4	45時間/月	68人	15人	10人	13人	9人	96人
		70.8%	15.6%	66.7%	13.5%	69.2%	
区分5	55時間/月	55人	15人	7人	9人	5人	79人
		69.6%	19.0%	46.7%	11.4%	55.6%	
区分6	65時間/月	89人	13人	4人	12人	5人	114人
		78.1%	11.4%	30.8%	10.5%	41.7%	
合計		787人	196人	114人	116人	73人	1,099人
構成比		71.6%	17.8%	58.2%	10.6%	62.9%	

平成25年4月実績を基に作成

各障害程度区分について、上段は各区分毎の人数、下段は構成比を示す。

単身者については、平成25年10月末現在

# 今後の検討事項

・支給決定プロセスの検討

・地域生活支援事業の支給決定基準の検討

# 【サービス等利用計画の作成】

～ 事業者のみなさんへ報告～

# サービス等利用計画の作成

平成24年4月施行の改正障害者自立支援法で、義務付けに。

## 介護保険における ケアプラン

要介護状態区分によって決められている支給限度の中で、どのようなサービスをどれくらい利用するのかという計画

## 障害者総合福祉法における サービス等利用計画

ケアマネジメント手法を活用し、障害者のニーズや置かれている状況を勘案して、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、地域での自立した生活を支えるために作成するものです。

(出所: サービス等利用計画作成サポートブック  
(平成24年3月: 日本相談支援専門員協会))